

**(高橋議員)**

令和5年度当初予算の歳入歳出規模は、2兆1975億円で、令和4年度当初予算と比べ446億円、2.1%増と過去最大となりました。県税は7,319億円、前年より492億円の増で好調です。このうち、法人事業税、法人県民税とも前年を上回り順調ですが、法人事業税について質問します。法人税では、大法人、中小法人を区分するため、「資本金1億円」を原則的な基準としており、資本金が1億円を超える企業は、法人事業税の外形標準課税の対象法人となっています。この法人事業税の外形標準課税とは何か、説明をお願いします。

【税務課長】

法人事業税の外形標準課税制度は、平成16年4月1日以後に開始する事業年度から、資本金が1億円を超える法人を対象として導入された、法人事業税の課税方式です。

従来は所得のみを対象として課税していましたが、新たに従業員の給与や資本金の額など、事業活動の規模を表す外形的な基準も対象に課税することとなりました。

(高橋議員)

外形標準課税制度が導入された背景と目的について説明をお願いします。

【税務課長】

法人事業税は、法人に対して、事業活動を行うに当たって都道府県から受け

ている各種行政サービスに必要な経費を負担すべきであるという、いわゆる応益課税に基づいて課税されるものです。

所得を課税標準とする従来の制度では、事業活動の規模との関係が適切に反映されないこと、また、景気の影響を受けやすく、税収が不安定になることなどの課題があったことにより、政府税制調査会において法人事業税への外形標準課税制度の導入について検討がなされました。

それらの検討の結果、

- ① 税負担の公平性の確保、
- ② 応益課税としての税の性格の明確化、
- ③ 税収の安定性

の3点に加えて、外形標準課税の導入により所得に係る税負担を相対的に緩和するため、より多くの利益をあげることを目指した事業活動を促し、企業経営の効率化や収益性の向上に資するという、

④ 経済活性化、経済構造改革の促進を趣旨として、外形標準課税制度が導入されることとなりました。

(高橋議員)

「県内の外形標準課税対象法人の法人数と調定額」について、資料の説明をお願いします。

【税務課長】

ただいま配布しました資料は、県内の外形標準課税の対象法人について、法人数のピークである平成18年度から令和3年度までの法人数及び調定額の推移をお示ししたものです。

折れ線グラフは法人数を、棒グラフは法人事業税、地方法人特別税等の調定額を記載しております。

地方法人特別税等とは、地方法人特別税と特別法人事業税です。

これらは、地方法人課税の税収の偏在是正のため、法人事業税の一部を分離して国税化したもので、地方法人特別税は、平成20年10月1日以後に開始する事業年度から、特別法人事業税は令和元年10月1日以後に開始する事業年度から適用されており、その導入前後を通じて調定額を比較するため記載しております。

(高橋議員)

地方法人特別税等は国税化されたということですが、福岡県においては、そのうちどれくらいが県に戻ってくるのでしょうか。

【税務課長】

令和元年 10 月 1 日以後の特別法人事業税は、一旦、都道府県から国に払い込まれますが、その全額が、人口を基準に、特別法人事業譲与税として都道府県に配分されます。

他県の特別法人事業税に占める外形標準課税対象の調定額が不明であるため、本県の全法人における調定額で比較しますと、令和 3 年度では、特別法人事業税 642 億円に対し、譲与額が 816 億円と、174 億円の増収となっており、この傾向は制度開始時から同様となっています。

(高橋議員)

県内の外形標準課税対象の法人数は、平成 18 年度の 6,480 法人から年々減少し、令和 3 年度は 4,878 法人と、平成 18 年度に比べると約 25%減少しています。

その理由とは何か、説明をお願いします。

【税務課長】

外形標準課税の対象法人のあり方について検討を行うため、今年度、総務省の地方財政審議会に「地方法人課税に関する検討会」が設置され、中間整理が報告されました。

その報告書では、資本金 1 億円以下への減資や、特殊会社化・分社化により子会社の資本金を 1 億円以下に設定するといった外形標準課税の対象範囲の縮小が、減少の要因として挙げられております。

本県においても、資本金 1 億円以下への減資は行われているものと認識しております。

(高橋議員)

対象法人数が減少している一方で、法人事業税と地方法人特別税等を加えた合計の調定額は増加傾向にあります。その理由は何でしょうか。

【税務課長】

平成 27 年度、28 年度には、より広く負担を分かち合い企業の稼ぐ力を高める成長志向の法人税改革の一環として、所得に課税する所得割の税率を引き下げ、従業員の給与等に課税する付加価値割や資本金等の額に課税する資本割の税率が引き上げられ、外形標準課税の割合が拡大されました。

そのことに伴い、付加価値割や資本割が増加していること、また令和 2 年度は新型コロナウイルスの感染拡大に伴い減少となったものの、企業業績の改善に伴う所得割の増加などにより、調停額は増加傾向にあります。

(高橋議員)

対象法人の減少傾向が続くと、将来的に税収の安定性が損なわれる恐れがあります。それだけでなく、令和 5 年度与党税制改正大綱でも指摘されている通り、地方税収の安定化や税負担の公平性といった、外形標準課税制度の導入の趣旨を損なうと考えます。外形標準課税の対象企業が 2006 年度から 2020 年度までに 3,000 社以上減少した東京都は「資本金以外の指標も組み合わせて課税対象を決めるべきだ」としています。宮崎県の河野知事は「地方税収を安定的に確保するために制度を見直す必要がある」と発言しています。

新聞報道では、総務省幹部も「今は外形標準課税が大きな問題になってないかもしれないが、不況になれば減資の動きが拡大する可能性がある。先手を打って対策を考える必要がある。」と話したとありました。福岡県としては、この問題をどのように捉え、対応していくのか、お尋ねします。

【税務課長】

課税方式の選択を意図した「減資」や「組織再編」による対象法人の減少や対象範囲の縮小は、ご指摘の外形標準課税制度の導入の趣旨を損なうおそれがあるため、国において、基準の追加等も含め、具体的な対応について検討が進められることが必要であると考えております。

そのため、外形標準課税のあり方の検討に当たっては、これまで、国に対して、全国知事会を通じて、対象法人の設定について事業活動の実態を踏まえて検討すべきであると要請しており、さらに、県においても、地域経済や企業経営への影響に配慮しつつ、事業活動の実態を踏まえて検討するよう要望しているところです。

引き続き、国における検討の動きに留意し、必要な要望を行ってまいります。

(高橋議員)

国の資料によると、全国の外形標準課税対象の法人数は、平成 18 年度をピークに年々減少しています。数では約 1 万社の減少、全法人に占める対象法人の割合も平成 18 年度の 1.18% をピークに令和 2 年度は 0.76% にまで減っています。

令和 5 年度与党税制改正大綱は、資本金を 1 億円以下に減資した法人の中には「損失処理等に充てるためではなく、財務会計上、単に資本金を資本剰余金へ項目間で振り替える減資を行っている事例も存在し、また、子会社の資本金を 1 億円以下に設定しつつ、親会社の信用力を背景に大規模な事業活動を行っている企業グループの事例もある」と指摘しています。

いわゆる税逃れの減資が横行していると思われませんが、今後の見通しについて、中村総務部長にお伺いします。

【総務部長】

いま、委員からご指摘のあった令和 5 年度与党税制改正大綱では、

① 減資や組織再編による外形標準課税の対象法人数の減少や対象範囲の縮小は、法人税改革の一環として外形標準課税の割合が拡大された趣旨や、地方税収の安定化・税負担の公平性といった外形標準課税の導入の趣旨を損なうおそれがあり、外形標準課税の趣旨から外れています。実質的に大規模な法人を対象に、制度的な見直しを検討すること

② その上で、今後の外形標準課税の適用対象法人のあり方については、地域経済・企業経営への影響も踏まえながら引き続き慎重に検討を行うこととされました。

全国知事会は、この方向性を評価するとともに、今後、現行基準を維持しつつ、安定的な税収や税負担の公平性の確保等の観点から、減資・組織再編の動きに対応するための追加的な基準について具体的な検討を急ぐべきであると指摘しています。これらを踏まえ、今後、国において、具体的な検討が進められるものと考えております。

県においても、外形標準課税の対象法人数は減少しており、引き続き、国における検討の動きに十分留意するとともに、国に対して必要な要望を行ってまいります。